# 可決した意見書

議会は、地方自治法第99条の規定に基づき、地方公共団体の公益に関する事件について意見書を提出することができます。今定例会では次の意見書を可決し、鎌倉市議会として内閣総理大臣及び関係省庁などに送付しました。

### 自衛隊のイラク派遣を中止し、国連中心の復興支援への転換を求めることに関する意見書

12月９日、自衛隊のイラク派遣基本計画が閣議決定された。過日、日本人外交官が銃撃され死亡したが、アメリカを支持するイタリア、スペイン、韓国など各国が次々と標的になり、犠牲者を出している。亡くなられた方々の御冥福を心からお祈りするとともに、改めて自衛隊のイラク派遣に反対する。

アメリカが、大量破壊兵器の保有を口実に国連決議もなく始めた戦争は、終結宣言が出されたにもかかわらず、いまや泥沼状態に陥り、フセイン政権からの解放と民主化を図るはずであったアメリカの占領統治は、逆に多くのテロを招き、事実上戦闘状態となっている。

こうした現状のイラクに、「人道支援」や「復興支援」の名のもとに自衛隊という軍隊を送ることは、新たな攻撃の対象となるばかりでなく、自衛隊が行くところが戦場になるとの指摘もあり、イラクの市民を戦争に巻き込むことにもなる。

今、進めるべきは、アメリカの占領統治を終わらせ、国連を中心とした枠組みの中で、イラクの人々の手による統治を確立することである。イラクの主権回復が何よりも優先されるべきであり、その上で、イラクの人々が必要とする復興支援に協力することである。これ以上、とうとい命が失われぬよう、アメリカに対して世界中から声を上げていかなければならない。

政府におかれては、自衛隊のイラク派遣を中止し、国連中心の人道復興支援への転換を図るよう強く要望する。

### 国から地方への税源移譲に関する意見書

2000年４月の地方分権一括法の施行により、国と地方公共団体の関係は、役割分担を明確にし、対等・協力を基本とすることになった。このことにより、地方公共団体は自主性、自立性を高め、自己決定・自己責任による地方自治へ大きな一歩を踏み出したものと言える。

地方自治体が、住民の意思と責任による住民自治、すなわち名実ともに真の地方自治を確立するためには、極力国への財源依存を縮減し、自主財源の確保が図られなければならない。現在の租税負担の国税と地方税の割合は、国税６対地方税４であるが、これに対して歳出は国４対地方６であり、歳入歳出の割合は逆転している。これでは自主、自立の地方自治とは到底言えず、早急な自主財源の充実が必要である。

政府は、2003年６月27日の「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」において、「国庫補助負担金については、広範な検討をさらに進め、概ね４兆円程度を目途に廃止、縮減等の改革を行う。」との方針を閣議決定したが、税源移譲については、いまだ移譲される税目も額も不分明である。地方自治体が財源不足になるような事態に陥れば、住民の意思と責任による住民自治の確立をなし得ないどころか、地方公共団体の住民に対する一定水準の行政を保障することさえ、困難となるおそれがある。

よって本市議会は、事務量に見合った国から地方への税源移譲の速やかな実施を強く求めるものである。

### 地域における雇用対策の拡充強化を求めることに関する意見書

景気･経済状況の悪化に伴って、失業率が依然高い水準で推移しており、倒産、自殺者の増大など、厳しい経済・雇用情勢が続いている。しかし、中小企業を初め、地域経済の停滞は一層深まり、雇用情勢は改善の兆しを見せていない。特に中高年、若年者の就職難は深刻な社会問題となっている。

今や雇用対策は、抜本的な制度改革、財源確保、労使協力を含めた総合的な推進が必要である。

よって本市議会は、政府において、次の事項を速やかに実行するよう強く要望する。

1　地域の実情に即した介護・医療・教育・環境・防災など公的分野での雇用拡大、新産業の育成やＮＰＯなどの振興による雇用創出などを推進する施策の抜本拡充を図り、長時間労働やサービス残業の実態を解消すること。
2　地方公共団体が職業相談・職業訓練・職業紹介等を一貫した体制で実施し得る支援策を拡充すること。
3　雇用保険財政の安定化を図るとともに、失業給付期間が終わっても就職できない人や、自営業を廃業した人などを対象として、求職者能力開発支援制度を創設すること。
4　ハローワークなどでの募集・採用における年齢制限の禁止に向けて実効性ある措置を確立すること。
5　特に厳しい障害者雇用について、障害者法定雇用率達成に向けて厳正な運用を図り、障害者雇用支援策の展開を図ること。
6　リストラから雇用と人権を守る法制度の確立を目指すとともに、正社員とパート社員などとの間の合理的な理由のない格差を是正し、均等な待遇を実現するパート労働法改正案を制定すること。
7　子供看護休暇制度の義務化、有期雇用労働者への適用拡大など育児・介護休業法の拡充を推進すること。

### 中小企業・商店街対策の推進及び中小企業向け金融対策に関する意見書

厳しい不況は、中小企業の経営者、従業員や家族の生活に打撃を与えている。大企業に比べると足腰が弱い中小企業は、金融機関からの貸し渋り、貸しはがし、担保価値の下落などによって深刻な経営危機に追い込まれている。

日本経済における中小企業の重要な役割を再認識し、再生可能な中小企業を倒産に追い込んだり､健全な中小企業を連鎖倒産に巻き込んだりすることを回避し、中小企業が現下の厳しい経済環境から脱却し、活力ある発展を遂げられるよう、抜本的な対策を講じることが不可欠である。

よって本市議会は、中小企業予算の抜本的拡充、商店街・中小小売店の活性化に資する対策の充実・強化及び貸し渋り、貸しはがし対策の強化、政府系金融機関における個人保証の段階的な撤廃を図る措置の実施を強く求めるものである。

### 地方警察官の抜本的な増員を求めることに関する意見書

かつて世界一安全な国と言われていた我が国において、昨今の治安状況の悪化ぶりには目を覆うばかりである。平成14年の一般刑法犯の発生件数は、全国で約285万件に達し、ここ７年間で約100万件も増加した。その一方で検挙率はかつての半分以下の水準である20.8％にまで落ち込んでいる。

悪化する治安情勢は、住民の安全を脅かすばかりか、モラルの低下などを通じ、公正･公平な市民社会に暗い影を落としている｡悪化する治安対策としてパトロールの充実や空き交番の解消、市民窓口の拡充などが求められているが、これらの対策を行おうにも、警察官の人員不足が最大のネックとなっているのである。

このような中で、警察が規律を正し、基本的人権と市民生活を守るため、積極的役割を果たすことが強く求められている。と同時に、現在警察官が不足し、この警察として持つ責務を十分果たすことができない状況にあることは早急に解決されなければならない重要な課題である。

政府は平成14年度から、３年間で１万人の「地方警察官の増員計画」を進行中であるが、上記の対策のためにはさらに増員が不可欠である。

よって政府は、現行計画をさらに延長・拡充し、警察官の大幅な増員を図られるよう強く求めるものである。

### 青少年健全育成法の制定を求めることに関する意見書

21世紀の社会を担う青少年の健全育成は、国民すべての願いである。

しかしながら、今日青少年を取り巻く社会環境の実情は、露骨な性描写や残酷な暴力シーンを売り物にした雑誌、ビデオ等がはんらんし、さらには、情報通信技術の進展とともに、インターネットや携帯電話を使った出会い系サイト等が出現するなど、悪化の一途をたどっている。

これらの問題に対して、国は風俗営業等の規制及び義務の適正化等に関する法律や児童買春､児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律等、また各都道府県においては、青少年保護育成条例等で各種規制や保護策を講じている。

しかしながら、全国民的問題である青少年問題を、これらの個々の法律や地方自治体の条例で対処するのは困難な状況であり、十分な成果も上がっていないのが現状である。

今後は、青少年の健全育成に対する基本理念や方針等を明確にし、一貫性のある、包括的かつ体系的な法整備を図ることが必要である。

よって国におかれては、青少年健全育成法を早期に制定されるよう強く要望する。

### 北朝鮮による日本人拉致事件の早期解決のための国際社会との連帯と関連法整備に関する意見書

北朝鮮による日本人拉致事件は、発生から四半世紀になろうとしているが、昨年の歴史的な日朝首脳会談の後、５人の拉致被害者が帰国できたものの、その家族はいまだ１人も帰国できておらず、また多くの拉致被害者の消息すら確認できないでいる。また、死亡とされた８人のうち本県の川崎市には横田めぐみさんの御両親が在住されている。さらに現在、拉致の疑いのある事件の調査を行っている特定失踪者問題調査会の荒木和博代表によると、神奈川県内も５件前後問い合わせがあるとのことである。

そのような状況下で、北朝鮮政府は我が国による、帰国された５人の家族の帰国や死亡されたと報告された方や特定失踪者の方々の真相解明を求める質問に何ら返答しないばかりか、国際会議や国連においても「拉致問題は解決済み」と表明するなど、依然として誠意ある交渉に応じようとしないでいる。

よって国におかれては、経済制裁も含む関連法案を早期に整備し、国際社会との連帯で早期に拉致事件を全面的に解決されるよう強く要望する。

## 全協報告　土地開発公社の経営健全化計画

十二月十八日の今定例会閉会後、議会全員協議会を開催し、市から「鎌倉市土地開発公社経営健全化計画について」の報告を受けました。

**【報告の概要】**

本市では、「鎌倉市土地開発公社経営健全化計画」を策定し、県知事から「土地開発公社経営健全化団体」の指定を受けました。しかし、（仮称）鎌倉広町緑地の公有地化を優先すべきとの判断から、公社保有用地の簿価総額の圧縮という目標達成が困難となったため、計画を取り下げました。

そこで、改めて市独自の土地開発公社経営健全化計画を策定したとの報告を受けました。

計画の内容は一つ目に、「取得方針に基づく計画的取得」として、計画期間は総合計画の次期基本計画に合わせて平成二十七年度までとし、公社保有地の簿価総額を市の平成十四年度標準財政規模（約三百七十三億円）の〇・五未満とする。五年以上公社が保有し続けている土地は、標準財政規模の〇・二未満とする。既に供用を開始している土地は、五年以内にその解消を図る。

二つ目は、「公社経営健全化のための制度・運営の改善」として、用地の新規取得に係るチェック体制を強化する。金利負担の軽減が図れる財務処理を行う。保有土地の有効活用を図る。

以上二つの柱を据え、健全化計画の着実な実現を念頭に策定したとのことでした。

## 音声版・点訳版「議会だより」のご案内

本市議会では、鎌倉朗読・録音奉仕会と鎌倉市点訳赤十字奉仕団のご協力により､「議会だより」の音声版（収録テープ）と点訳版を作成し、発行しています。

ご希望の方は、議会事務局までご連絡ください。

☎0467(23)3000　内線2448番

## 編集後記

新年に入り寒い日が続きましたが､早いものでもう節分です。春の到来とともに、平和な世界になることを切に望みます。

イラクの病院で「戦争のバカヤロウ」と叫んでいた少年。子どもたちの未来を奪ってまで意味があるものなど無いはずです。人間の尊厳という言葉を忘れた大人たちには、養老孟司氏の「バカの壁」を感じます。

さて、議会広報委員会では、市民との間に「壁」をつくらないよう、もっと議会での審議に興味を持っていただきたいと考え、昨年十一月、専門家からアドバイスをいただきました。

今年も、議会広報の刷新に努めて参ります。四月からは、会議録検索システムを導入しますので、議会を身近に感じていただけたら幸いです。（Ｙ・Ｍ）

**議会広報委員会**
委員長　松尾　崇
副委員長　三輪裕美子
委員　中村聡一郎
委員　大石　和久
委員　伊東　正博
委員　小田嶋敏浩